審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画係
内線番号	5291

No.	項目		内容
1	処分名		海岸保全区域内の行為の許可
2	法令名		海岸法
3	法令番号		昭和31年法律第101号
4	根拠条項		第8条第1項
⑤	処分権者		各土木事務所長
6	法令の定め		第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
7	審査基準		・海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼすものでないこと。 ・一般公衆の利用を著しく阻害するものでないこと。 ・海岸保全施設の整備計画等に支障を及ぼすものでないこと。 ・その他、海岸の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 ・「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日付け31農地第4822号, 港管第2739号, 建発河第107号農林事務次官, 運輸事務次官, 建設事務次官依命通達)第四の4 ・「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月29日付け河政発第55号建設省河川局長通知)
8	経由機関名		なし
9	協議機関名		なし
10	標準処理期間		(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分期間	30日以内
12	問合せ		各土木事務所施設保全課
13	備考		